

第1節 航空安全プログラムの更なる推進

我が国民間航空の安全性を向上するため、国が安全指標及び安全目標値を設定してリスクを管理するとともに、義務報告制度・自発報告制度等による安全情報の収集・分析・共有等を行うことで、航空安全対策を更に推進する。

- 1 業務提供者におけるSMS(安全管理システム)の強化
- 2 安全に関する航空法規等の策定・見直し等
- 3 業務提供者に対する監査等の強化
- 4 安全情報の収集・分析等
- 5 安全文化の醸成及び安全監督の強化

第2節 航空機の安全な運航の確保

安全を確保しつつ、航空輸送の発展等を図るためには、十分な技能を有する操縦士等の安定的な供給を確保することが必要である。このため、(独)航空大学校における着実な操縦士養成の実施や新たな在留資格(特定技能)による航空機整備分野での外国人の受入れ等、操縦士・整備士の養成・確保に向けた各種取組を推進する。

航空機の運航に係る新たな技術や手法(無操縦者航空機の普及、衛星等の新しい通信サービスを用いた運航方式や乗員の疲労の科学的・体系的な管理方法等)に加え、航空機運航分野におけるCO₂排出削減に向けた取組(RNAV航行の運航基準の見直し等)について、ICAOや諸外国の動向を継続的に把握し、国内の運航基準への適切な反映を行う。

平成30年から令和元年にかけて、操縦士の飲酒に係る不適切事案が相次いで発生したこと等を踏まえ、操縦士のアルコール摂取に関する適切な教育を含む日常の健康管理の充実や身体検査の適正な運用に資する知識の普及啓蒙を図るとともに、航空会社に対する定期的な監査・指導を実施する。さらに、操縦士の身体検査を行う医師(指定医)等に対する講習会の内容の充実化を図るとともに、指定医が所属する航空身体検査指定機関等に対する立入検査を強化することにより、更なる能力水準の向上・平準化を図る。

危険物輸送に関する国際的な安全基準の検討に積極的に参画し、我が国としての技術的な提案を行う。また、これらの動向を踏まえ国内基準の整備を図るとともに、危険物教育訓練の徹底・指導

や、危険物に関するルールの周知・啓発を図ることで制度の実効性を高める。

小型航空機の事故を防止するため、特定操縦技能審査制度における口述審査の内容等の最新化を通じて操縦者の技量維持を図るとともに、審査員の認定を含めた技能審査の在り方を検討する。また、安全情報発信については国による情報発信に加えて関係団体の発信する情報と連携したスキームの構築を検討する。事故及び重大インシデント等が発生した際には必要に応じ、小型航空機の運航者に指導を行う。さらに、小型航空機へ簡易型飛行記録装置(FDM)を搭載しての実証試験を行い、得られたデータの分析を通して活用方策を検討し普及促進を図る。

事業者が社内一丸となって安全管理体制を構築・改善し、国がその実施状況を確認する運輸安全マネジメント評価については、運輸防災マネジメント指針を活用し、自然災害への対応を運輸安全マネジメント評価において重点的に確認するなど、事業者の取組の深化を促進する。

平成29年9月に航空機からの落下物事案が続けて発生したことを踏まえ、30年3月に「落下物対策総合パッケージ」を策定した。同パッケージに基づき、同年9月に「落下物防止対策基準」を策定し、本邦航空会社のみならず、日本に乗り入れる外国航空会社にも対策の実施を義務付けており、本邦航空会社は31年1月から、外国航空会社は同年3月から適用している。また、29年11月より、国際線が多く就航する空港を離着陸する航空機に部品欠落が発生した場合、外国航空会社を含

む全ての航空会社等から報告を求めている。報告された部品欠落情報については、原因究明の結果等を踏まえて国として航空会社への情報共有や指示、必要に応じて落下物防止対策基準への対策追加等を実施しており、再発防止に活用している。引き続き、「落下物対策総合パッケージ」に盛り込まれた対策を関係者ととともに着実かつ強力に実施していく。

我が国に乗り入れている外国航空会社の運航する機体に対する立入検査（ランプ・インスペクション）の充実・強化を図るとともに、外国航空機による我が国内での事故及び重大インシデント等の不具合が発生した際には、必要に応じ、関係国の航空安全当局及び日本に乗り入れている外国航空会社に対して原因の究明と再発防止を要請する。また、諸外国の航空当局と航空安全に係る情報交換を進めるなど連携の強化に努める。

悪天による航空交通への影響を軽減し、航空交通の安全に寄与するとともに、航空機の運航・航空交通流管理を支援するため、航空気象情報を提

供している。航空気象情報の更なる精度向上と適時・適切な発表及び関係機関への迅速な提供を実施するため、航空機の運航に必要な空港の気象状況を観測する装置の整備や高度化を進める。特に、令和4年度は航空気象情報の作成に資する数値予報モデルの更なる高度化のため、新しいスーパーコンピュータの整備を開始する。また、火山灰に対する航空交通の安全の確保及び効率的な航空機運航に資するよう、航空路火山灰情報を適時・適切に発表する。

- 1 安全な運航の確保等に係る乗員資格基準や運航基準等の整備
- 2 危険物輸送安全対策の推進
- 3 小型航空機等に係る安全対策の推進
- 4 運輸安全マネジメント評価の実施
- 5 落下物防止対策の強化
- 6 外国航空機の安全性の確保
- 7 航空交通に関する気象情報等の充実

第3節 航空機の安全性の確保

最新技術の開発状況や国際的な基準策定の動向等を踏まえ、航空機及び装備品の安全性に関する技術基準等を整備するとともに、航空機の検査及び整備審査を的確に実施することにより、航空機の安全性を確保する。

さらには、国産航空機について、その安全性を確保するため、設計・製造国政府として、型式証

明の審査等を着実に実施していく。

- 1 航空機、装備品等の安全性を確保するための技術基準等の整備
- 2 航空機の検査の的確な実施
- 3 航空機の運航・整備体制に係る的確な審査の実施

第4節 航空交通環境の整備

航空交通の安全を確保しつつ、航空輸送の増大に対応するため、予防的な安全管理体制により安全対策を進めるとともに、老朽化が進んでいる基本施設（滑走路、誘導路等）、航空保安施設（無線施設、航空灯火等）等の更新・改良等を実施するほか、災害時における緊急物資等輸送拠点としての機能確保や、航空ネットワークの維持等に必要となる基本施設の耐震化及び浸水対策のハード対策に加え、ソフト対策として「統括的災害マネ

ジメント」の考え方を踏まえ各空港で策定された空港BCPに基づき、災害対応を行うとともに、訓練の実施等による実効性強化を推進する。

また、安全で効率的な航空交通システムの構築のため、航空保安システムの整備、航空交通の安全性の向上及びサービスの充実等を着実に推進する。

- 1 増大する航空需要への対応及びサービスの充実
- 2 航空交通の安全確保等のための施設整備の推進
- 3 空港の安全対策等の推進

第5節 無人航空機等の安全対策

無人航空機については、飛行する空域や飛行方法などの基本的なルールを定めた航空法（昭27法231）やガイドライン等により、引き続き安全を確保していく。また、「空の産業革命に向けたロードマップ2021～レベル4の実現、さらにその先へ～」に沿って、2022年度中に有人地帯での補助者を配置しない目視外での第三者上空飛行（レベル4飛行）など、高度な飛行を可能とするための検討を進め、引き続き、無人航空機の安全な利活用の拡大に対応した環境整備を図る。

「空飛ぶクルマ」の実現に向けては、諸外国の動向を注視し、国際的な調和に努めつつ、飛行の安全確保のため、機体の安全基準、操縦者の技能証明、運航安全基準等を含め、「空の移動革命に向けた官民協議会」を通じて官民での議論を加速させ、必要な環境整備を推進する。

- 1 無人航空機の安全対策
- 2 「空飛ぶクルマ」の安全対策

第6節 救助・救急活動の充実

航空機の遭難、行方不明等に迅速かつ的確に対応するため、関係機関相互の連携を強化するなど救助・救急体制の充実・強化を図る。特に航空機の捜索・救難に関しては、遭難航空機の迅速な特定を行うため、国土交通省東京空港事務所に設置されている救難調整本部と捜索・救難に係る関係機関との実務担当者会議及び合同訓練を実施し、並びに救難調整本部において航空機用救命無線機（ELT）に登録された航空機、運航者等に関する情報の管理等を引き続き行う。

さらに、アジア太平洋地域における航空機の捜索・救難活動の連携強化のため、隣接国の捜索救難機関との間で、海上での発生を想定した捜索救難合同訓練を実施している。引き続き、合同訓練

に向けて必要な調整を行うなど、国際民間航空機関（ICAO）による「アジア太平洋捜索救難計画」を着実に進める。

また、HRET（High reach extendable turret）の化学消防車両の導入とそれに備えた訓練を実施することにより、消防体制のより一層の強化を図っていくこととする。

空港職員に対する、自動体外式除細動器（AED）の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動を推進する。

- 1 捜索救難体制の整備
- 2 消防体制及び救急医療体制の強化

第7節 被害者支援の推進

空港を離陸した自家用航空機が住宅地に墜落し、住民に死傷者を出す被害が発生するなどの事故の発生を受け、国が管理する空港等において自

家用航空機を使用する際には、被害者保護のための航空保険（第三者賠償責任保険）に加入していることを確認することにより、無保険の状態で飛

行することがないよう引き続き対策を講じる。なお、国が管理する空港等以外の空港等においても同様の対策を要請していく。

また、国土交通省公共交通事故被害者支援室においては、関係者からの助言を頂きながら、外部

の関係機関とのネットワークの構築、公共交通事業者による被害者等支援計画作成の促進等、公共交通事故の被害者等への支援の取組を着実に進めていく。

第8節 航空事故等の原因究明と事故等防止

引き続き、運輸安全委員会において、航空事故等の原因及び事故に伴い発生した被害の原因を究明するための調査を迅速かつ的確に行うとともに、必要に応じて、国土交通大臣又は原因関係者に勧告し、また、国土交通大臣又は関係行政機関の長に意見を述べることにより、必要な施策又は措置の実施を求め、航空事故等の防止や被害の軽減に寄与する。

また、社会状況の変化や新たに調査対象となる

無人航空機の事故等に対応し、新たな調査手法の構築や調査・分析手法の高度化を図るとともに、事故等調査で得られた知見、情報のストックを活用し、運輸の安全性向上に貢献する。

さらに、関係者のニーズを踏まえ、特定の事故類型の傾向・問題点・防止策の分析結果の公表や、個別の事故等調査結果を分かりやすい形で紹介する定期情報誌を発行するなどの事故等の防止につながる啓発活動を行う。

第9節 航空交通の安全に関する研究開発の推進

航空交通の安全の確保とその円滑化を図るため、乱気流による航空事故の防止、特殊気象下を含めた航空機運航の安全性及び効率性の向上、空港及び航空路における航空交通量の拡大、航空機運航による環境負荷（CO₂、騒音）の低減等に関

する研究開発を実施し、航空交通システムの高度化に寄与する。

また、航空機の離着陸時の安全性向上等を目的として、滑走路等空港土木施設の設計・施工・補修及び点検方法の高度化に関する研究を行う。